

平成24年度海外販路開拓支援業務委託に関する仕様書

1 目的

根室産水産物・食品の輸出に意欲的な根室市企業の販路開拓を支援し、海外市場において根室市産品の認知度向上とブランド形成戦略を推進するため、現地パートナーの発掘や商談サポートに要する拠点の設置・運営等、情報発信力の強化に資する海外販路開拓支援業務を事業者へ委託する。

2 事業名

平成24年度海外販路開拓支援業務委託

3 委託者

根室市

4 受託者

所定の手続きによる企画提案をし、その内容審査の結果、最良の提案をした者を選定し受託契約の相手方の候補者とする。

5 事業対象国・地域

ベトナム社会主義共和国

6 事業期間

契約の日から平成25年3月31日までとする。

7 具体的な内容等

本事業は、ベトナム市場において根室産水産物・食品の認知度向上とブランド形成戦略を推進するため、現地パートナー・小売店の発掘や商流の確立、根室市内における関心企業や輸出有望商品の発掘、直接かつ安定的に輸出できる体制の構築等、以下の内容について業務を委託する。

また、契約にあたっては、企画提案内容に基づき委託者と協議の上、本書に基づき事業を遂行するものとする。

(1) 委託料上限額

500千円（消費税等を含む。）

(2) 事業項目等

根室市内に事業所を置き、根室産水産物・食品の輸出やPR活動に意欲的な中小企業等を対象に、平成24年11月1日から平成25年3月31日までの5ヶ月間、以下の販路開拓支援業務等を行うこと。

① 現地パートナー等に関する情報の収集・提供

- ② 現地パートナー等との貿易を含めた商流の設定
 - ③ 根室市内における関心企業・輸出有望商品の発掘
 - ④ 根室市製品のPR・見本展示
 - ⑤ 上記に必要なスペースの提供と通訳サポート
- (3) 事業実績の取りまとめ等
- 上記の項目等について業務を実施した後、商談サポート件数など、項目別に実績を書面に取りまとめること。

8 実施基準

実施運営にあたっては、必要に応じて根室市総合政策部及び根室市アジア圏輸出促進協議会等を含めた協議の場を設定し、随時検討することができること。

9 実施要件等

(1) 受託者の義務

受託者は、事業を遂行するにあたって、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、適正な人員を配置し、正確丁寧にこれを行うものとする。

(2) 再委託の制限

受託者は、本事業を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

(3) 事業指示

実施にあたっては、関連法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、委託者と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

(4) 疑義

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、委託者と協議し、その指示に従うものとする。

(5) 秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のため雇用した者は、正当な理由がなく業務上知り得た情報等を第三者に漏らしたり、公言したりしてはならない。

(6) 知的財産権の取扱い

この事業により生じた特許権等の知的財産権は、委託者に帰属する。

(7) 成果品の帰属

成果品の所有権は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の承認を得ずして公表、貸与、使用してはならない。

10 成果品及び実績報告書

(1) 本仕様書第7の事業項目等に基づいた成果品 1部

(2) 上記の電子データ 1式

1.1 委託料の支払い条件等

- (1) 本事業の遂行上、必要がある場合は、受託者は事前に次により委託料の一部を支払うように求めることができる。
- (2) 契約後、委託料の10分の3以内を前払い請求することができる。ただし、前払いの回数は1回とする。
- (3) 本事業終了後、確定した委託額を上回る額が既に支払われている場合は、超過分を委託者に返還するものとする。